

令和4年9月16日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年9月16日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番、兼若 幸一 君、9番、小川 保 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに始めに、4番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

お早うございます。4番、兼若 幸一です。

一つ、集中豪雨対策について、一つ、町施設の駐車場について、一つ、町長の時期選挙出馬について。以上、大きく3点、一問一答方式でお願い致します。

まず最初に、集中豪雨対策についてです。9月になって、局部的集中豪雨が多度津町でも見られます。10日、11日には、台風の影響もあり、急に天候が変わり大雨となりました。短時間ではありましたが、善通寺、琴平での豪雨の影響もあり、まんのう幹線用水や弘田川の水位が上昇し、一部道路は完全に冠水し、警察が見守りをしたところもあるようです。ハザードマップは、令和元年末に、香川県が発表した金倉川洪水浸水想定地域の反映に併せて、ため池の浸水想定区域を更新し、近隣自治体の災害情報をまとめた総合ハザードマップとし、今年の春に全戸配布されています。ハザードマップでは、安全とされているところでも、今回の集中豪雨により冠水したところもあるようです。そこで、次の質問をします。

一つ目、4年前とは、農地が宅地になる等の周辺環境、気候状況が変わっております。多度津町の状況に応じたハザードマップの作成をする必要があると思いますが、いかがでしょうか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の多度津町の状況に応じたハザードマップの作成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の多度津町総合ハザードマップは、河川氾濫や土砂災害などが発生した際に想定される被害を県において調査、公表した情報を反映させたものであり、本町では、令和2年度までに蓄積された被害想定データをもとに作成し、全戸配布したものです。ハザードマップの更新につきましては、現在、掲載しているハザードの情報を含め、令和3年度に公表されている弘田川と、今年度、公表予定である桜川の浸水想定区域のデータを反映したハザードマップの作成を計画しております。また、住民の皆様方が、自然災害による被害の軽減や防災対策に御利用できるよう、ハザード情報の掲載方法等を含め、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

令和3年度に公表されている、弘田川と今年度公表予定である桜川の浸水想定区域のデータを反映するというご答弁でしたが、データっていうのは、どこが公表されているんでしょうか。それともう1点、弘田川と桜川の川については、ハザードマップに反映されるようですが、多度津町内には大きなまんのう幹線用水が流れております。そのまんのう幹線用水については、反映されないのでしょうか。町独自で調査をされ、反映されることはないのでしょうか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

桜川及び弘田川の記録とか、あれは県の河川でありますので、香川県が公表しております。もう一つ、まんのう幹線等の水路につきましては、管理が町ではあるかも分かりませんが、データの蓄積はありませんので、現在、そのデータを反映したものは、つくられておりません。しかしながら、議員の御指摘のとおり、環境の変化や、いろんな地形の変化、気候変動に伴い、災害の様式に変化が見られる状況になっております。そのために、道路の冠水や家屋の浸水被害の発生状況など、また、私どもが思いもしない場所で発生しているのも事実であります。そういうことも考えながら、今、近々でもありました、大雨等の被害状況を、どういうところが、道路冠水があった、被害があったということはデータとして、危機管理室のデータを蓄積しております。その情報を反映した町独自のハザードマップの作成も必要であるのかなっていうのは私どもそう思っております。これから、いろんなワークショップもある中で、地域住民の方に、どういうところに被害があったかということ、それもデータを蓄積しながら、また新しい町独自のハザードマップも作成していることもちょっと視野に入れながら、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、有難うございました。

地域住民のそういった被害の声っていうのも聞きながら、ぜひとも、多度津町独自

のハザードマップを作成していただいで、町民が安心して暮らせる、いざというときには、そういったものを頼りにして一つの目安として、生活できるような、環境づくりにぜひとも努めて頂きたいと思ひます。

次、二つ目です。今回の冠水箇所では、冠水の要因の一つに、用水路の暗渠部分にごみ詰まり、冠水した所もあるようです。例年は、田植前に、用水浚えを得を実施しますが、今年、水不足のため、用水に流れる水も不足しているために、用水に草が生え、用水浚えを2回実施した水利組合もあるようですが、農業従事者の高齢化、農業人口の減少により、用水管理がますます手薄になります。防災を考慮し、用水管理についてのお考えをお伺ひ致します。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の防災を考慮した用水管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員のご質問にあります、用水浚えは、例年、田植の受水前に、農業用水の受益者である農業者を中心構成員とした、各地域の水利組合等により実施されています。農用区域においては、国の制度である多面的機能支払交付金を活用し、農業者だけでなく、自治会組織など非農家の方を含めた地域ぐるみの共同活動として、地域資源である農地や水路、農道等の保全管理に取り組んでいただいでいるところがございます。また、農用区域外の地域では、高齢化や混住化等により、農業従事者の減少が顕著であり、水路清掃等の地域共同活動の質の低下が懸念されているところがございます。引き続き、他市町の優良事業を調査し、地域資源の保全管理活動に対する支援策の研究を図ってまいります。また、防災を考慮した用水管理の方法は、台風や大雨などの発生が事前に予測される場合には、町内水利組合などの関係機関に対する早期の情報提供や注意喚起を適切に行うほか、用水路などの増水に備えた、水門、樋門等の事前確認や、水量調整に係る開閉操作などを、適宜各地区水利組合に依頼しております。なお、用水路清掃などの日常管理については、これまで同様に、水利組合や自治会などの地域の共同活動での対応をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

農用地域は、まだ、何とか、高齢者でありながらも用水浚えの出てきたりとか、何とか管理が出来ている現状ではあるんですが、農用地域以外の地域では、用水浚えが、出来ていないところもあると思ひますが、そういう箇所について、何か対策等はあるんでしょうか、お伺ひ致します。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問にお答え致します。

農用地域以外の地域では、国の、現制度では、多面的機能支払交付金の交付を受けることが出来ません。しかし、農用地域外の地域でも行う農作業及び、それに伴う

水路清掃等の作業は、同様のものであるという認識をしております。本町では、令和6年度末を目途に、多度津町農業振興地域整備計画の見直しを行うことにしております。そのため、それに合わせて、支援策を農用地以外の地域の方々への支援策を検討したいと考えております。

以上、答弁と致します。

議員（兼若 幸一）

はい、次3点目です。

暗渠部分の管理は、危険も伴います。町が点検等、見回りをする事は出来ないでしょうか、お伺い致します。

産業課長（谷口 幸雄）

兼若議員の暗渠部分の管理は、危険を伴うことから、町が点検等見回りをする事が出来ないのかについてのご質問に、答弁をさせていただきます。

通常時の用水路の管理については、暗渠を含めた用水路全般の管理や、施設点検の実施を地元水利組合や自治会等に地域の共同活動としてお願いしております。また、施設点検時に、水路閉鎖等の異常を発見した際には、随時、担当課に連絡があり、職員による現地確認の後、水利組合などの関係者と協議し、適切な改善対策を講ずるように努めております。急な天候変更による大雨や、台風などの水防活動については、本町で策定している水防活動マニュアルに基づき、七つの班に分かれ、各班に規定された業務を行うこととされています。そのうち、巡視警戒班の業務に用水路などの増水状況の確認や、危険箇所の巡視が規定されております。災害時には、職員による巡視結果や、住民からの情報提供に基づき、用水路の増水や、道路冠水などの現地確認を随時行い、道路通行止めや水路の転落防止対策など、その状況に応じた対応を講じております。また、水路増水時の、水利組合の方の見回りにつきましても、生命の危険も伴うため、適切な状況判断の上、実施をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

暗渠部分というのは、どうしても高齢者となった水利組合の方では、非常に危険が伴います。深いところが、暗渠部分というのは多いです。そういうところをこれから、管理していくというのは非常に難しいと思いますので、例えば今、台風14号が、もう既に明日あさって月曜日と非常に日本列島を横断する、ような形で報道されていますが、そういう災害が起こる前にそういうところの点検というのは出来ないでしょうか、お伺いしたいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

まさに今、議員さんがおっしゃったとおり、台風が近づいております。産業課といたしましては、昨日の段階で、各水利組合の方々をお願いをして、池の水位を下

げてもらう、また、水路の点検をしていただく、そして、先ほどの答弁にも申し上げましたとおり、水門、樋門の管理を適切によりしくお願いいたしますという依頼をかけてございます。台風の場合は、事前に、大体このあたりに来るのかなということが分かりますので、今回のように3日～4日前に各水利組合の方々にご協力をお願いする。そして、一方で海の方でございますけれども私方であれば、産業課であれば、白方漁港の方の陸閘をですね、今日の夕方閉めにいこうかなと思っております。そのように事前にできることはしていきたいという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

怖いものだと思います。先日の大雨で豊原幼稚園の近くの道路も膝ぐらいまで水が出て道路が冠水しておりました。近くの住民の方は、もうただオロオロとするだけで、なかなか、水が引かない状況でしたので、大変不安に思っておりました。やはりちょっとしたことでも、そういった今、水が出る、想定外のことが起きる状況ですので、是非とも、そういった防災も考慮した用水管理等について地元水利組合と、また、町と、色々連携して、対応をして頂きたいと思います、よろしくお願ひします。

次の質問に移りたいと思います。

町施設の駐車場についてです。今年の多度津夏祭りは、各種イベント、総踊りはありませんでしたが、午後8時30分からの4,000発の花火の打ち上げがありました。花火の打ち上げ前には、多度津駅から港に向けて歩く若い人が大変多く、町外から、花火目的で来られている人が、こんなに多いのかと感じました。午後7時頃には、浜街道の両側には既に多くの見物人で溢れ、工業団地入り口の道路の出店にも、2列、3列の行列が出来ておりました。町野球場は、臨時駐車場となっており、花火を見ようとする人の車の列が、ずっと続いておりました。花火が始まって、車は止められたのでしょうか。そこで次の質問をします。一つ目です。花火の時の臨時駐車場と駐車可能台数、利用台数はどれ程だったのでしょうかについてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員のたどつ花火大会の臨時駐車場についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和4年8月6日に多度津町観光協会主催で開催されました、たどつ花火大会につきましては、おかげさまを持ちまして多くの方にお越し頂き、大きなトラブルや事故等もなく、イベントを終えることが出来ました。町民の方を始め、多くの方に3年ぶりとなる多度津港での約4,000発の花火を楽しんで頂いたものと考えております。花火大会の駐車場についてですが、町施設や民間施設等をお借りし、全8ヶ所の臨時駐車場を準備致しました。駐車可能台数の合計は、約700台で、当日の花火

打ち上げ時刻である20時30分には、全ての駐車場が満車となりました。

以上答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

臨時駐車場の具体的な場所及びその臨時駐車場の駐車可能台数についてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の臨時駐車場の具体的な場所と、駐車可能台数についての再質問に答弁をさせていただきます。

花火大会当日の臨時駐車場につきましては、旧職員駐車場である大通り臨時駐車場が100台、多度津小学校運動場が100台、多度津町パークアンドライド駐車場が70台、町民野球場が200台、町民健康センターが50台、多度津中学校南側駐車場が100台、少林寺拳法駐車場が100台となっています。また、当日は葬儀の状況を確認した上で、白光舎の第2駐車場もお借りしました。駐車可能台数は70台です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、次の質問です。

町施設のイベント会場の収容人数と、駐車場の台数についてお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の町施設のイベント会場の収容人数と駐車場の台数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会が管理する施設では、「サクラートたどつ」が収容人数1,000人、駐車場62台。なお、スポーツセンターは体育館前に62台、グリーンベルトに129台分の駐車場を整備しております。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の町施設のイベント会場の収容人数と駐車場の財政についてのご質問に答弁をさせていただきます。

総務課の方では、地域交流センターの2階ホールの収容人数につきましては、最大で240名としております。また、庁舎及び地域交流センターの来庁者用立体駐車場の駐車台数は104台となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、次の質問です。

町施設で、イベント開催時に施設の駐車場では、十分な台数を確保出来ないのも臨時駐車場を設けていますが、臨時駐車場を設けるには、どのような基準で設けられていますか、お伺い致します。



教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の町の施設のイベント会場時の臨時駐車場を設ける基準についてのご質問に、答弁をさせていただきます。

教育委員会が管理する「サクラートたどつ」でのイベント開催時の臨時駐車場を設ける基準につきましては、明確な基準はございません。イベントの内容、過去の実績、町外からの来客数等の予測により、臨時駐車場を確保しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、次の質問です。

過去、何回もありました「サクラートたどつ」の駐車場問題です。先ほどの答弁にもありましたように「サクラートたどつ」の収容人数が1,000人、駐車場は62台、ちょっと何か間違えとん62台いうんがすごい収容人数と駐車場台数の割合が非常にアンバランスというの皆さんもお気づきと思いますが、「サクラートたどつ」は、名称を多度津町民会館にはせず、他市町の方にも利用して頂けるいうとの思いで「サクラートたどつ」にしたようですが、施設周辺に駐車場を整備し、利用促進に努めるべきと思いますが、駐車場については、どのようにお考えでしょうか、再度お伺いしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の「サクラートたどつ」の駐車場についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「サクラートたどつ」は、町民はもとより町外からの方も親しみやすい施設として、多くの方にご利用を頂いております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、多くの事業が取り止めとなる状況ではありましたが、鑑賞事業として、劇団四季ファミリーミュージカルほか6事業を開催し、多くの方が来館されました。今後も優れた芸術文化の鑑賞と町民の創作活動を促進することにより、豊かな心が育つ香り高い文化のまちづくりを推進してまいります。

さて、ご質問の「サクラートたどつ」周辺に駐車場を整備し、利用促進に努めるべきと思うが、駐車場についてどのように考えるかについては、現状は、議員ご承知のとおり、大通りにあります旧職員駐車場跡地を必要に応じて、イベント開催時に臨時駐車場として利用しております。旧職員駐車場から「サクラートたどつ」までは、徒歩で来館して頂いております。駐車場の整備につきましては、「サクラートたどつ」周辺には、河川やJR多度津工場、また住宅地が密集しており、「サクラートたどつ」周辺での駐車場確保は、難しいのが現状です。これまで同様、旧職員駐車場跡地を臨時駐車場として利用していきたいと考えております。それでも駐車場の不足が予測される場合には、多度津小学校の運動場等を利用するなどの対応を考えてまいります。今後も来館者の方には、御不便をお掛けしますが、公共交通機

関を利用して来館頂くなどPRも行いながら、魅力ある「サクラートたどつ」を管理運営していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、駐車場っていうのがやっぱり非常にどういう箇所にも必要だと思います。やはり、人間っていうのは便利さを追求する。例えば今言ったように旧職員駐車場があるんですけど出来るだけやっぱり、玄関先に車を停めたい。というのが、人間的心理だと思いますので、今後、諦めずに「サクラートたどつ」周辺に、是非とも駐車場を整備出来ないか色々検討をお願いしたいと思います。

次の質問です。町役場の立体駐車場は利用しづらいので、200円払ってでもパークアンドライドに停める人、役場まで送ってもらう人がいると聞きます。6月の古川議員の一般質問で「新庁舎が完成した後、各課の配置や機能が十分に生かされているか今後検証を行って改善は」との質問に、その後の対応として具体的には、立体駐車場の柱が認識しづらい対策として、柱にコーナーガードの設置、斜路が認識しづらい対策として反射テープの設置などの改善に取り組んだとあります。しかしながら、立体駐車場に関しては、まだまだあります。券売機が道路脇にあるので、車を券売機と並行に進入しづらく、車が斜めになるので駐車券が取りづらい。券売機の基礎コンクリートが張り出しているので、タイヤをこする。駐車スペースが狭いので、車の乗り降りに不便を感じる。階の連絡道路が急勾配なので、車の底をす。連絡道路幅が狭く、コーナー部で車の対向が出来ない。地域交流センターでイベントがあった時、駐車場スペースがなかった。等々のことですが、今から50年間、我慢をして使用し続けるのか、住民がこの不便さを慣れるのを待つのかではなく、改善できることは改善するのか、そういうお考えについてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の町役場の立体駐車場についてのご質問に答弁をさせていただきます。まず始めに、立体駐車場の発券機の駐車券が取りづらい点と基礎コンクリートが張り出している点につきましては、現在、改善方法や概算費用の算出を設計者及び施工者に依頼しているところでございます。その結果を踏まえ、財政負担も考慮の上で、安全性と利便性の向上が可能となるよう、改善を検討したいと考えております。次に、駐車スペースが狭い点と階の連絡通路の急勾配な点につきましては、限られた敷地内に必要な駐車台数を確保する必要があったため、現在のような立体駐車場として整備しておりますことから、駐車区画の再整備や勾配を改善することは施設全体の整備を伴うため、非常に困難とは考えております。次に、連絡道路の幅が狭く、コーナー部で対向出来ない点につきましては、連絡道路前に信号機を設置し、連絡道路部分は、交互通行をして頂く運用としておりますので、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。また、先ほど議員がおっしゃられましたが、

立体駐車場の柱が認識しづらいことと、道路の幅員が分かりにくいというご意見もいただいたことからコーナーガード及び反射テープを設置して、認識しやすくするという対策をとっております。最後に、イベント時に駐車スペースがなかったという点につきましては、基本計画や設計段階で必要な駐車台数を検討し、庁舎と地域交流センターで104台の来庁者用駐車場を整備しております。駐車台数を上回る利用者が見込まれる場合におきましては、町主催の行事では乗り合わせ等お願いをしているところでございますが、今後は、現在の職員駐車場や公用車駐車場の開放も含めて検討してまいりたいと考えております。立体駐車場につきましては多くのご意見や御要望を頂いておりますが、今後も庁舎及び地域交流センターをご利用頂く方々がさらなる安全性と利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、当然お金のかかることなので一概に全面改修というのは出来ないと思いますが、出来ることは、迅速にやって頂きたいと思います。地域交流センター、役場は、6月から供用開始ということで、新しくなったのはどういうところだろうかという町民も非常に期待をしております。ただ、車で行ったら停めにくいというのが非常に寄せられる苦情です。出来るところから改善をして頂きたいと思います。

はい、最後の質問です。

町長の次期選挙の出馬についてお伺いしたいと思います。6月の定例議会の渡邊議員の一般質問のご答弁で、町長は4期目の町長選挙に出馬表明をされました。早速、翌日に新聞報道され、町民が出馬の意向を知ることとなりました。町民の方からは「町長が3期で辞めるって、言っていたやろ」との声をお聞きしました。私は、町長からそのお言葉を直接お聞きしてはならず、言った、言わないの水掛論になりますが、先ほど言った「町長3期で辞めるって言っていたやろ」という町民の声に対しての町長のお考えをお伺い致します。よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の次期選挙出馬についてのご質問に答弁をさせていただきます。

私が町長選に立候補した時は、非常に厳しい状況であった財政を立て直すことが急務であり、財政の健全化を早期に実現することが求められておりました。財政を立て直すには3期12年を一つの目処と考えておりましたが、まず、就任期間ありきではなく、目的を遂行出来るかどうかの方が重要であると認識しておりましたので、期限を切って3期で辞めると言ったことはありません。南海トラフのような巨大地震に備えて、町民の皆様を守ることが喫緊の課題であるため、財政状況を常に考えながら施設整備に取り組み、これまで幼稚園、小学校の耐震化や消防新庁舎、多度津中学校や白方小学校学習棟の建設、避難通路としての跨線橋の建て替え、そして今回、多度津町役場の新庁舎と地域交流センターの2つの施設を合築するという形

で、同時に建設することが出来ました。そのため、財政の健全化にもう少し時間がかかるということや恒久的な財政健全化を図るために、あと1期4年の間に礎を築きたいと考えております。町民の皆様からは、もっと続けてやって欲しいという声も頂いており、皆様からの温かいお言葉を励みに、今後も多度津町の発展のため、頑張ったいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、再質問をさせていただきます。

先ほど私が質問しました。「町長は3期で辞めるって、言よったんちゃうか」とか、前町長の多選を非難をしていた。というお話もお聞きします。先ほど言ったように私は直接、丸尾町長からお聞きした訳ではないので、また、言った言わないの水掛論になるんですが、そういう、多選についての批判、あと、町長は町民の皆さんからは、もっと続けてやって欲しいという声をお聞きするという、ご答弁だったんですが、申し訳ないんですが、私の方にはそういった声は届いておりません。

「3期で辞める言よったんちゃうか」というのが、声が届いております。それに対しての再質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

前町長のお名前が出ましたので、ちょっとそのことについてお話をさせていただきますけども、前町長の場合は4期でやめるって言っておりました、公言してました。それなのに5期やりました。そして、6期目も出るって表明をしました。それは多選の弊害じゃないんじゃないか、それで私が立候補致しました。それは多選の弊害ということだけで、立候補したのではなくて全てのことを網羅するとこれは多選の弊害ではないのかな。それは、財政の非常にやや危い危機を感じていました。ご存知だとは思いますが、平成17、8年の頃、前の前町長の時代に今もう皆様方には、将来負担比率のことが今度190くらいになるということで、問題視されております。それはもっともなことです。しかし、その当時は、350が限度のところを318.5%という、とても考えられない、将来負担比率の数字がありました。そのときに行政側、私はその当時は町会議員でしたから、兼若議員と同じように町議会議員の立場で色々と物事を考えておりました。その時に、町行政がもう何も出来ないから何もしない。財政が困難だから何もしないということで、住民サービスのストップ、低下を住民サービスが低下してでも、これはもう全てをやめるんだ。その時の町民の怒りというのが、凄まじいものがありました。そしてその時、私は町会議員として、その場でおりました時に、こういう状況を作ってはならない、これは絶対に改善していかなければならない。何をするにも財政の健全化がまず1番なんだ、そういう今の私の考え方、基本的な物事の捉え方というのは、その時の経験を基にしております。それで、どうしてももう、この状況を変えなければ、住民サー

ビスが低下してでもしょうがないっていう風なそういう状況は絶対に変えなきゃいけない。そういう中で、私が立候補を決めた訳であります。その時は3期、4期云々ということ、段階ではなくて、5期をやってなおかつ6期目もやるっていうので、そのような状態を改善をすると。財政状況の改善とか、それから住民サービスの向上とかそういうことを改善するということを表明しないまま、今のままの状態でも6期目もやるということに関しましては、少し抵抗がありました。その当時、まだまだ、他にも問題がいっぱいありました。環境課の中で大きなトラブルが起ってました。そのトラブルも何も解決しないまま、そのままずるずると行っておりました。そのことも解決しなきゃいけないのに、これは早く手を打たなきゃいけないということで、私が立候補させて頂いて、その後すぐに、環境課の問題も解決を致しました。そして、私の施政方針にもありますように財政の健全化というのをまず一番に掲げて、今の財政の立て直しということを行いました。そしてそのために、私も自分の歳費とか、また、交際費とかそういうものも削減するということを提言をさせて頂いて、自分が先頭に立って、行財政改革、行おうという姿勢を前面に出してまいりました。そういう中で、今回私の、今申し上げましたように、私の最大の役目、責務というのは財政の健全化だと考えております。今もスムーズに、今まで行ってこれました。これは町議会の皆様方また町民の皆様方のご理解とご協力の賜物ものだと心から感謝をしております。ここへ来て、南海トラフの引き起こす大地震というのが、喫緊に迫ってまいりました。なおかつ、それ以上に30年間で80%もの確率ということが公表されると。これは今までと同じように財政の健全化を守りながら、一つ一つ施設整備を行っていくのでは、間に合わないんじゃないか。ということを感じました。それで、少し、無理をするようなことになりましたけども、この役場庁舎とそれから、地域交流センターの合築するということで、建て替えを早期に行わなければならないという考えの中で、建て替えを行いました。少し、財政が健全化から離れたらと思っております。そして、それをこの後の1期4年の間に出来るだけ改善をしていきたい。そして元の私が最初に、目標と致しました財政の健全化というものを確実なものにして、また、そのためには、恒常的な財政の健全化を目指すために出来ることは全てやっていきたい。そういうことを基礎だけは行った上で、次の方にバトンタッチをしていきたいと考えております。

以上、長々と答弁させて頂きましたが、今までの私の気持ちを縷縷お話をさせて頂きました。

答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

はい、町長の思いをお聞き致しました。確認です。あと1期4年ということでのろしいでしょうか。お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

言った言わないということになったらいけませんので、今私が言いましたこと。それは、確実に守っていかうと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、有難うございました。1期4年、あとは後進に譲ると捉えましたので、はい。

以上をもちまして4番、兼若 幸一、一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、4番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

次に3番、天野 里美 君。

議員（天野 里美）

3番、天野 里美です。よろしくお願い致します。

伝統的建造物群の保存と活用の推進について、一般質問させていただきます。戦後、高度経済成長等による社会経済状況の大きな変動の中で、各地に残る固有の歴史的な集落や町並みが次々に失われていきました。これを受け、昭和40年代、歴史的な環境を守ろうとする様々な市民運動が起こるとともに、これら市民の声に応え、市町村が条例等を定めて、地域の特色ある歴史的な景観を守ろうとする取組が現れ始めました。

こうした国内の動向を見据え、文化庁は集落や町並みの保存対策に関わる調査研究及び協議を重ね、昭和50年に文化財保護法を改正し、創設したのが伝統的建造物群保存地区制度です。文化財保護法第1条に、この法律は文化財を保護し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とすると記されているとおり、文化財の活用は保存とともに、文化財保護の両輪です。文化的建造物群保存地区、以下「伝建地区」と呼ばせて頂きますが、伝建地区においても単なる伝統的な集落や町並みの保存のみではなく、地域で豊かに育まれた伝統文化や周囲の環境と一体となって形成された歴史的風致を維持することで、日本の伝統的な生活文化を巡る有形・無形の文化遺産の保護が当初より目指されており、現在では、そうした保存された生活文化が教育の場として、また、地域の個性を再確認し、新たな価値を共有する場として、さらには、多くの来訪者を魅了し、地域の活性化や地方創生を図る拠点として活用されています。そこで、国は令和元年4月1日の改正文化財保護法の施行に伴い、従来の「保護計画」を新規選定の重要伝統的建造物群保存地区、以下、「重伝建地区」と呼ばせて頂きますが、重伝建地区では「保存活用計画」と名称を変更することとし、計画内容も活用面を含めることが明確になりました。重伝建地区とは、国が市町村の申出を受け、我が国にとって価値が高いと判断し、選定したものです。重伝建地区に選定されれば、市町村の保存活用の取組に対し、文化庁や都道府県教育委員会より指

導や助言を受けることが出来るとともに、市町村が行う修理や修景事業、防災設備の設置事業、案内版の設置事業等に対して、補助を受けたり、税制優遇措置を受けることも出来ます。1年前のデータではありますが、令和3年8月2日時点で、重伝建地区は104市町村で126地区あります。第6次多度津町総合計画～ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつによりますと、多度津町では平成29年に多度津町本通等の伝統的町並み調査委員会を設置し、平成29年度、30年度において、文化庁の補助金を受けて、伝建地区の調査を実施。令和元年度末に多度津町多度津伝統的建造物群保存対策調査報告書を発行しており、それ以降、伝建地区の制度導入に向けて、説明会、講座、博物館等施設における展示及びまちあるき等の普及啓発活動を推進したとあります。また、令和4年度、5年度においては、保存と活用を推進するための緊急保全対策事業や、普及啓発事業を実施するとともに重伝建地区選定申出に向けた協議及び調整を行うとあり、令和4年度施策方針では、重伝建地区選定に向けて専門家等の意見を伺いながら、制度設計を行い、住民の皆様には制度内容を丁寧に説明し、御理解をいただけるよう努めてまいりますとあります。

そこで、次の8点について、質問させていただきます。

まず1点目の質問です。令和元年度末に発行された多度津町多度津：伝統的建造物群保存対策調査報告書について、お尋ね致します。令和4年3月定例会の一般質問の中で、報告書、つまり、学術調査では、本通りの伝統的町並みについては、特に高い文化的価値を有すると評価されております、とご答弁されておりますが、特に高い文化的価値を有すると評価されている、とは具体的にどのような点なのでしょう、質問をさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の、本通の伝統的町並みの文化的価値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津は、古くから港を中心とした海上と陸上交通の要衝地として発展してきた町です。主要な港については変遷がありますが、中世末から近世にかけては、桜川の河口の川湊が、そして、近世から近代にかけては、天保9年に築かれた多度津湛甫と、それを基礎とする多度津港を中心として、金毘羅参詣の玄関口、また、北前船の寄港地として大いに栄えました。多度津本通は多度津金毘羅街道に沿って、商家が建ち並ぶ商家街として成立した町であって、多度津が港を通じた商売で繁栄した歴史を色濃く示すものであります。また、町割り、つまりは主要な道路の形状、家屋が建つ敷地、寺社の配置等々の土地の利用について、近世・近代以来の状況をよく留めていることに加え、平入、厨子2階建、本瓦葺、軒裏塗籠などの特徴を持つ伝統的な建築物が、今なお集中的に残っており、優れた歴史的風致を形成しているという点で、特に高い文化的価値を有していると評価されています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、2点目の質問です。

平成29年度に設置された調査委員会について、お尋ね致します。報告書を発行した後、委員会は怎么样了のでしょうか。令和4年3月定例会の一般質問の答弁では、制度導入に必要となる保存条例や保存活用計画については、調査に携わって頂いた学識経験者からの指導を受けているとのご答弁がございましたが、現在、委員の方とはどういう関わりがあるのでしょうか、併せて質問致します。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の調査委員会の現状と委員との関わりについてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会は、平成29年度から伝統的建造物群保存対策調査を実施するにあたり、その調査を円滑に推進するために多度津町本通等の伝統的町並み調査委員会を設置しました。調査委員会の委員には、学識経験者、町文化財保護委員会委員、住民の代表者、町教育委員会教育長の計9名の委嘱又は任命をしておりました。この調査委員会につきましては、調査完了後、任期満了を迎えた委員の再任等は行っておりませんが、学識経験者には、調査完了後もその都度、ご意見を伺っており、その内容は、伝建制度の導入に向けた取組の進め方について、関係する例規の規定について、保存活用計画に記載される各種基準つまりはルール of 具体的な内容について等々、様々な指導・助言や提案を頂いているところです。その他の元委員の方々につきましても、同様に、各方面でご協力頂いているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、3点目の質問です。

同じく令和4年3月定例会の一般質問で、令和3年12月には文化庁の担当調査官から現地指導を受け、その際の指摘事項等を踏まえながら、県教育委員会とも連携しつつ、関係者との協議調整を行っておりますとご答弁されておりますが、文化庁担当調査官からの現地指導とは、具体的にどのような内容だったのでしょうか、質問致します。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の、文化庁担当調査官の現地指導の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで文化庁担当調査官には、調査の実施前、実施中、実施後において、計8回にわたる現地指導を頂いております。令和3年12月1日に行われた現地指導では、現地視察により、伝統的町並みの景観や伝統的建造物の現状をご確認頂くとともに、町家等の所有者のご協力のもと、外観のみならず、内部の確認や所有者との談話をして頂いております。このほか、行政、地域住民及びまちづくり・まちおこし



団体の方々との意見交換会を実施しました。その中で、文化庁担当調査官から行政に対しては、伝建制度の導入とその後の運用について、町全体で取り組むこと、また、スピード感を持って進めるよう指導があったほか、多度津の特徴や現状を踏まえた制度設計を行うようにすべきであるとの助言がありました。また、文化庁担当調査官は、強い熱意を持って、地域住民及びまちづくり・まちおこし団体がいることに驚かれており、こうした熱意が、より多くの地域住民に広がるようにするよう、また、この熱意が下火にならないうちに、伝建制度の導入を実現させるようにした方が良いとの助言もありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、ご答弁有難うございました。再質問させていただきます。

令和4年3月定例会のご答弁では、その指摘事項を踏まえた関係者との協議調整とありましたが、関係者とは一体誰を指すのか、またどういう協議調整を行ったか、質問させていただきます。お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の文化庁担当調査官からの現地指導後の関係者との協力、協議、調整についてのご質問に答弁をさせていただきます。

関係者につきましては、具体的には調査委員会の委員を務めて頂いた学識経験者のことを指しております。調整内容につきましては、文化庁担当調査官からの指摘を踏まえた伝建制度に導入に向けた取組の進め方とか、スケジュールについてご指導を頂いたり、先ほども申し上げました例規の規定とかで保存活用計画に記載する各種の基準の具体的な内容について、御助言を頂いたりしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、有難うございます。次の質問に入ります。

4点目の質問です。伝統地区の決定までには、1、保存対象調査の実施、2、保存条例の制定、3、保存地区の範囲の決定、4、保存活用計画の策定が必要だとされており、これらの過程を経て決定された伝建地区のうち、市町村からの申出に基づき、国の文化審査会への諮問を経て、国として特に価値が高いと判断された伝建地区を重伝建地区として選定するという流れになっています。多度津町における現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

伝建制度導入に係る進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、伝建制度の導入までには保存対策調査の実施、保存条例の制定、保存審議会の設置、保存地区の決定、保存活用計画の策定といった手順を踏む必要があります。本町では、平成29年・平成30年度に、保存対策調査を実施し、

調査は完了しております。現在は、その次のステップである保存条例の制定に向けた取組を行っているところであります。保存条例を制定するには地域住民の皆様に対し、伝建制度の詳細について丁寧な説明が必要となること、また、伝建制度の導入について、一定のご理解を頂くことが必要となってくることから、時間がかかっており、未だそこに至ってない状況にあります。伝建制度の導入に関する地域住民の合意形成を急ぎ実現出来るよう、取組の見直しや軌道修正を行いながら、進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

進捗状況の御報告有難うございました。再質問させていただきます。

先ほどのご答弁の中に、文化庁の担当調査官からの指摘事項の中にスピード感を持って進めるようにとの指導があったとのことでしたが、現在の状況から考えますと、まだまだ先の長い取組のように感じます。実際に先進自治体のお話をお伺いさせて頂きましたが、重伝建地区の話が出てから10年・20年といった長期の時間が掛ったところが多いという風にお聞きしております。多度津町としては、重伝建地区申出まで、どれぐらいの期間が必要と想定されているのでしょうか。再質問させていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の重伝建地区の申出までの期間の想定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町本通の伝統的町並みの残る、伝統的建造物につきましては、経年劣化とか自然災害等で、やや壊れているところもちょっと目立ってくるようになっておりますし、そういうこともございますので、急速に損傷が拡大しているようなところもございます。また、伝建地区選定までの期間が空けば空くほど、これまで醸成に努めていた町並み保存の機運も下がってしまうことも想定されますので、そのために伝建制度の導入、及び、重伝建地区の申入れについては、急ぎ取組を進めなければならないと考えております。具体的な記述につきましては、令和5年度末の申出を目指して進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁有難うございました。令和5年度ですか。はい。再質問を再度させていただきます。

重伝建地区の申出をしても必ずしも選定されるとは限らないと思うのですが、選定されなくても伝建地区としての取組は続けるという理解でよろしいのでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

多度津町本通の伝統的町並みの保存と活用していくに当たっては、重伝建の選

定なくして進められないと考えております。重伝建選定が前提となるよう、文化庁、県教委とも連携して事業を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、ご答弁有難うございました。まだまだ聞きたいですが、ちょっと次の質問に入ります。はい。

次に5点目の質問です。私は5月に愛媛県内4市町視察研修してまいりました。具体的には重伝建地区の選定を受けている内子町、西予市宇和町、選定を目指している宇和島市津島町、選定は受けていないけども伝建地区として保存活用に取り組んでいる大洲市です。沢山のパンフレット等を頂いてまいりましたので、少し、見て頂けたらと思います。沢山ねパンフレットを頂いてきたんですけれども、こちらが内子、これが内子紀行ということで、これを出されているのが内子町役場、こういった何かきれいな写真もたくさん載ってます。立派なリーフレットで中のものづくりから始まりカレンダーまできちんと、かなり詳しく載ってます。内子町はさすがですね、沢山ね、本当お尋ねしたんですが、色んなパンフレット、内子座、皆さんも行かれたことあると思います。内子・人まち歩きコースとかね、色んなこちらにパンフレットを出してます。こちらが内子町の文化財というパンフレットですが、こちら愛媛県指定文化財一覧、はい。内子町指定文化財一覧、やっぱり文字はちょっと小さくて見づらいですね、こちら一覧表載ってます。うちもあります、多度津もあります、まち歩きマップっていうのは立派に作られてました。こちらが内子町です。で、後、こちらがですね、卯之町町並み絵図っていうの頂いてきました。卯之町の方行かれたことがある方がいらっしゃるかと思いますが、卯之町町並み絵図、こちらもすごい綺麗なところでした。こんな感じで町並みの絵図っていうの作られております。卯之町の町並み歩きマップ、こちらもやっぱりどの町も作られてるのかな。こんな感じで散策マップっていうの綺麗に作られて。料金表、こちらの利用するに当たって入館料の方の説明もこれと一緒になりました。あと卯之町だより、あと大洲、大洲って言ったら多分ね、皆さん、大洲の中では多分ね、鶺鴒飼、こちらの方が皆さん有名じゃないかな、大洲の鶺鴒飼。大洲の鶺鴒飼ということで、9月の20日までされています。あとレンガマルシェということで、こちらのレンガの倉庫の前で色んなマルシェをされておりました。こっちが最後ですが、宇和城のパンフレットも頂いてました。本当お城があるって本当素敵ですね。こういったところを勉強してまいりました。映像有難うございました。

はい、その時なんです内子町で、元町並み保存を担当していました町の職員さんとお話をさせて頂く機会があり、重伝建地区の選定で一番難しい作業は、伝建地区の範囲の決定と対象地域住民の理解であるというお話をお伺いしました。また、令和3年3月に文化庁文化財第二課より出された、伝統的建造物群保存地区制度の実

務手引きの制度導入の要件には、1、歴史的建造物が群として存すること。2、それらを保存継承しようとする地域住民がいて、出来れば組織化されていること。3、それらを守ろうとする地域住民の想いを行政課題とする覚悟ある自治体であること。とあります。そして、これらを具備した地域で、たとえ制度を導入出来たとしても、それはあくまでもスタート地点に立ったに過ぎないともあり、最後に制度導入の先に何を目標として築いていくのか、どう活用していくのか地域住民の重い決心によるものである。とありました。現在、伝建地区の範囲については、どの程度決定しているのか、また、一番肝心なことだと思われませんが、地域住民の意識はどうなっているのでしょうか。地域住民の重い決心がなければ、国への申出も出来ないと考えますが、いかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

伝建地区の範囲につきましては、伝統的建造物群として地区の特性を構成する建築物、工作物、そしてそれらと一体をなして、価値を形成している環境により、多度津町ならではの、歴史的風致が形成されている範囲を見極めながら、都市計画決定していくこととなります。この範囲を決めるにあたっては、先に行われた文化庁担当調査官の現地指導において、この地区の特性を踏まえた上で、確実に保存するものを押さえつつ、出来る限り多くの地域住民の同意を得て、範囲を決定するよう指導を受けているところであります。また、地域住民の意識については、強い熱意を持っている地域住民及びまちづくり・まちおこし団体の方々がいる一方で、伝建制度そのものについての理解や制度の導入に関する意識が、地域住民の間で必ずしも十分に広がったり、高まったりしていないというのが実態であると感じています。特に、新しい家を建てている所有者の方や既に空き家となっている家の所有者の方に対し、伝建制度の導入について、ご理解を頂くことが課題であります。伝建制度に関する説明を丁寧に行うことで、これらの課題を解決していきながら、伝建制度の導入を実現してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、有難うございます。次の質問に入ります。

伝建地区とは、伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が制定するものです。つまり、制度の特徴は一建造物という点ではなく、周囲環境も含めた面での保存しようとするところにあります。そのため、この地域では寺社や民家のような建造物単体はもちろんのこと、門や水路、庭園、樹木といった周辺の工作物や環境も保存の対象となることが大きな注意点です。伝建地区では、地域住民が暮らしながら歴史的景観が保存されることが前提になります。そのため、外観においては制限が多くありますが、電気や水道、冷暖房といった内装設備のリフォームについては、比較的自由には行います。昔ながらの建物だ

からといって、暮らしも昔風にしなければならない訳ではありません。しかし、建物の外観を変更する場合には、あらかじめ市町村の許可を取る必要がありますし、元々その地域に古くからあった伝統的な建築様式を守ることも求められます。伝建地区の建造物は、個人の財産であると同時に社会的な資産として取り扱われるため、いくら自分の所有する建造物だからといっても好き勝手に増改築することは難しく、建築に関する厳しいルールがあるため、他の地域より建築コストが高くなってしまふというデメリットがあります。そのためにも多度津町が重伝建地区の選定を目指すのであれば、補助制度などを明確にした制度設計を早急に行うとともに地域住民に対するデメリットも含めた、きめ細やかな説明を行い、事業実施に対する地域住民の同意と地域住民の自分たちが、伝建地区を作るんだという重い決心をして頂く必要があると思います。そうしなければ、伝建地区に選定されたがために地域が廃れてしまふといったことだって起こりかねないと私は危惧しております。この点、多度津町はどのようにお考えになられているのでしょうか、質問致します。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の伝建制度の導入に向けた町の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、伝建制度については、面的に保護していこうというものであり、外観については歴史的風致を守るための各種基準、つまりルールが定められ、規制がかかるようになります。そうした規制による他の地区の住民との不公平・不平等を解消するために補助金の交付や税制措置の優遇といった措置が講じられるようになります。これらの制度設計については、学識経験者や国・県の指導・助言を受けながら、庁内で検討中であります。また、こうした伝建制度の導入によるメリット・デメリットについては、地域住民に対して丁寧な説明を行い、御理解いただけるように努めてまいります。そして、議員御指摘のとおり、伝建制度は導入をもって完了するものではなく、そこから運用し続けていくことが肝要であります。制度が円滑に運用されるよう他の重伝建地区が直面している課題等も参考にしながら、本町ならではの制度設計をさらに進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

先ほど質問の中でもありましたが、伝建地区では地域住民が暮らしながら、歴史的景観が保存されることが前提になります。それだけに地域住民の自ら伝建地区に取り組むんだという重い決心がとても重要になってきます。愛媛県内子町では、当時の担当が一軒一軒個別に訪問して、膝を突き合わせて話合いをしたというのを熱く語って下さいました。是非とも、丁寧な話合いと地域住民の自らの意思を大切にする取組であることをお願いしたいと思います。

次の質問に入らせて頂きます。伝建地区の中核的な拠点施設として、合田邸がある

と思います。この合田邸の保存活用もまた、大きな課題だと思います。令和3年12月定例会の一般質問において、町長は、昨年度より地元自治会や民間団体の方などを委員とした合田邸の保全、活用に向けた検討委員会を開催しております。現在各棟の特徴に合った保全方法及び活用方法について検討を重ねており、今年度中に、検討委員会で取りまとめられた今後の保全活用に関する方向性に基づき、中・長期的な計画を作成する予定でございます。と答弁されております。令和3年度中に、中・長期的な計画は作成されたのでしょうか。計画の概要及びそれに関わる総予算について質問致します。

政策観光課長（土井 真誠）

天野議員の合田邸の保存活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸につきましては、令和2年2月に所有者の方より地域振興のため町で活用して欲しいとして、本町に寄贈頂き、寄贈翌月の令和2年3月に、合田邸の保全・活用に向けた検討委員会を設立し、令和2年度より保全と活用についての検討を開始いたしました。同会につきましては、文化財及び建築に関する高い専門知識と経験を有した建築設計事務所にコーディネートを委託し、委員にお招きした地元自治会や民間団体の方々などに専門的な知識やノウハウを基にした助言を頂きながら、令和2年度、3年度の2か年にわたる検討が行われました。令和3年度末には同会から交流・にぎわい創出・地域活性化の三つのテーマに整理された活用策が提出され、令和4年6月定例会、総務委員会におきまして、議員の皆様にご説明させて頂きました。今後につきましては、検討委員会から提案された活用策を基に、町として活用の具体的な方向性を検討したいと考えておりますが、合田邸の全面的な改修費用の算定には、今年度実施する地質調査等の詳細な調査が必要であるため、令和3年度中の長期的な事業計画の策定には至っておりません。また、全面的な改修には多額の事業費が必要となることが見込まれるため、現在の本町の財政状況では早急な事業着手は困難であると考えております。しかしながら、合田邸は、時間の経過とともに、崩壊の危機にさらされている箇所や建造物が増えてきております。本町と致しましては、町指定文化財としての価値が損なわれることがないように、活用に向けた全面改修の前に緊急性のある箇所から順次、保全工事を行っていく必要があると考えております。本年度、町職員で構成するワーキンググループを設立し、緊急保全を行う必要がある箇所の洗い出しや事業費の算定、保全工事の優先順位の検討を行っております。なお、現在、計画策定に向けた検討の途中ではございますが、施設の中でも、特に危険度の高い主屋棟のシロアリ被害対策につきましては、本定例会の補正予算に上程させて頂いております。この緊急保全に係る事業費は、現時点で約7,000万円かかる見込みですが、老朽化の進行により後年になるにつれ、費用が増加することも考えられます。また、現時点での事業費はあくまで概算であり、詳細な調査・設計を行った結果、想定以上の損傷がある場合、更

なる事業費の増加も考えられます。今後、町財政の負担を軽減するため、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなどの新しい財源確保策を事業計画と併せて検討し、中期的な保全計画を策定してまいります。なお、計画策定後は速やかに議員の皆様にご説明させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい。有難うございました。

先ほどのご答弁の中に、検討委員会には文化財及び建築に関する高い専門知識と経験を有した建築設計事務所にコーディネートを委託しているとありました。であれば、具体的な細かな数字でなくても全体的な大まかな予算額、当然その金額が変更することも踏まえてですが、全体として想定される総予算というのは見込まれるのではないのでしょうか。現在の多度津町の財政状況を考える時、長期的な計画もなく、総予算額の想定もない中で、事業の進行というものはいかなるものかと考えます。先ほどご答弁の中にありましたが、老朽化の進行により後年になるにつれて費用が増加すること。ご答弁にありました。また現時点では事業費はあくまで概算であり、想定以上の損傷がある場合、さらなる費用の増加も考えられるというご答弁を頂いております。ここは質問をさせて頂きたいところなんです、次の質問もさせていただきますので、ここはお願いしたいと思います。早急に町民に対して、長期的な計画及び総予算額の見込みについて示していくべきではないかと考えますので、この点、強く要望し、お願い致します。

最後の質問、8点目の質問に入らせて頂きます。国は、歴史的町並み一体となって風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持、向上させ、後世に継承していくことを目的に平成20年、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称、歴史まちづくり法を制定しました。これは、歴史まちづくりを進める自治体が、歴史的風致維持向上計画、通称、歴まち計画と言いますが、これを作成し、国が認定することで社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置といった重点的な支援を受けることが出来るもので、令和4年3月末時点で全国で87自治体が計画に取り組んでおり、この87自治体の半数近くが、重伝建地区の選定を受けているところでもあります。また、私が5月に視察した大洲市は重伝建地区ではありませんが、歴まち計画を作成し、各種事業を推進しています。多度津町では現時点において、この歴史まちづくり法を活用するお考えはあるのでしょうか、質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の歴史まちづくり法の活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町は古い歴史と伝統と文化を有する町であり、これらを活かしたまちづくりを進めることが、本町ならではの魅力あるまちづくりに繋がっていくものと考えており

ます。こうした、市町村による歴史や文化を活かした取組を実現していくにあたっては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法との連携を図るよう説かれております。この歴史まちづくり法の活用につきましては、本町の活性化につなげるための有効な手段の一つとして、前向きに考えてまいりたいと思います。ただし、この歴史まちづくり法による支援を受けるためには、歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を受ける必要があります、その計画に記載する重点区域につきましては、国の指定文化財又は重伝建地区に係る土地の区域及びその周辺の土地の区域であることが条件となります。よって、多度津町本通が重伝建地区として選定されない限りは、本町において、この歴史まちづくり法を活用することは困難であります。現在、多度津町本通において行っている取組は、多度津町全体における歴史と伝統と文化を生かしたまちづくり及びその財源の確保を行っていくための布石であります。ついては、多度津町本通における伝建制度の導入や各種の取組について、広くご理解下さいますよう、お願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、有難うございます。

重伝建地区制度は、行政の補助金も含めた制度設計及び予算の見通しも踏まえた綿密な保存活用計画、そして、地域住民の重い決心、それが必要な事業だと思えます。制度設計、保存活用計画、地域住民の重い決心、この三つがどれが欠けても前に進むことが出来ない大きな事業であると思えます。先ほどの答弁にもございましたが、併せて再度確認させていただきます。この3点につきまして、町としてのお考え、そして併せて今後の展望等がございましたら、お答え頂けたらと思えます。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

正直申し上げて急な大きなご質問だと思うので、今、思っているところを正直にお話をしたいと思います。この町づくりといいますか、町の保存をしていくということについては、教育委員会としては、町を挙げて進めていくべきことであるという風には、当然考えております。当然、先ほどから議論になってる予算ということもあると思えます。確かに昨日からも多度津町の財政状況ということは、色々議論されている中でして、私自身、考えますとこの文化行政というものは、町のインフラとはまた違ったもので、町民の方から見ると今すぐ道路を直さなくてはいけないとかそういうものとは違うことなんですよね。だからそういったところでいうと幾らお金がかかる。しかし、例えばそれについては、このような形で、その辺りも賄っていくんだという総合的なことも含めて、ご理解頂くことが大変必要なことだと思



ます。これは、アイデンティティーを形成出来るかどうかので問題だと思うんです。先ほど議員さんがおっしゃったように大洲の町とか、卯之町とか、それから内子町、それぞれの町民の方市民の方で自分の町に誇りを持ったり、その中でアイデンティティーを築いていって、子どもたちが、うちの町はこういう町なんだというものが、やっぱり誇りとして残っていくものなんです。それを残せるかどうかというところが、この重伝建の指定を受けたり、合田邸残していけるかどうかというところだと思います。そこから、議会の皆様と町と、そして住民の皆様と、本当に残していきたいという合意形成が非常に大切であって、そこを急いでしまっ、それじゃそんなもん必要ないやということに議論なっていくと、それはならないと思うんです。その辺りを十分に考えていきながら進めていく必要があると思います。だから、なるかならないか、これは、やっていくべきことであって、是非成功していかなければならないという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

急な再質問で、詳しく、教育長お答え頂き、お考えを頂きまして本当有難うございました。

はい。確かに本当、これからが大事だと思います。制度設計、保存活用、地域住民の重い決心、この三つが本当にどれが欠けてもうまくいかないと思います。これ、どれかが欠けることによって、せっかくの歴史的資源が廃れていくきっかけとはならないことを望みます。それには細心の注意が必要かと思いますが、十分に注意を払いながら取り組んで頂きますことを、よろしくお願い致します。

これで、私の一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番、天野 里美 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開を11時10分にしたいと思います。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、13番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎 忠義でございます。

私は令和4年第3回9月多度津町議会定例会におきまして、1、新型コロナ第7波

及び熱中症から町民の命と暮らしを守り、物価高騰対策を求める取組について、2点目に高校卒業、18歳までの医療費無料化の取組について、3点目に世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と安倍元総理の国葬について、の3点を町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し質問を致します。

今回、質問項目が多いので、時間の都合上、質問答弁が前後しますので、各関係担当課別に整理を致しましたので、各課ごとに答弁を頂きますので、よろしく願い致します。

まず最初に、新型コロナ第7波及び熱中症から町民の命と暮らしを守り、物価高騰対策を求める取組についてであります。新型コロナは、オミクロン株BA5系統への置き換わりが進むもと第7波が到来し、過去最大の感染拡大が広がっており、日本の新規感染者数は世界最多を続け、死者数は過去最悪となっております。医療機関や保健所など現場は逼迫し、崩壊しかねない事態で、やりくりも限界になってきております。また、深刻な物価高騰が引き続き町民の暮らしと営業を脅かしており、特に生活必需品の値上げが加速をしております。帝国データバンクの調査によりますと食品の値上げは8月に2,431品目に上り、2022年1月以降、単月で初めて2,000品目を超えました。5月以降の値上げ予定は8,043品目、うち、9月は1,661品目、10月には6,305品目に達します。値上げ幅も拡大をしております。6月以前が平均10%程度だったのに対し、7月以降は平均15%から20%となっております。小麦、油脂、原油などの世界的な価格高騰に加え、円安を理由とする値上げが増えているためであります。年内に値上げされる主な食品分野では、加工食品では7,794品目、値上げ率が平均16%、調味料が4,350品目、14%、酒類飲料3,732品目15%、菓子類1,192品目13%、食品主要105社、価格動向調査、これは帝国データバンクよりの抜粋であります。食品値上げは年内に2万品目を超え、平均値上げ率は14%となる見通しであります。食品以外の商品も9月から一部家電製品の出荷価格を約2%から33%の引き上げ、国内市販用タイヤやチューブも3%から8%値上げを致します。円安による輸入物価の高騰が長期化し、国内物価への波及が今後も続く恐れがあります。そこで、お尋ねを致します。

町内でのコロナ第7波及び熱中症についてであります。第1点目には、発熱外来の検査、予約、診療の現状はどうかお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の発熱外来の検査、予約、診療の現状についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

県内の新規感染者がピークに達したと見られた8月中旬頃は、町内の医療機関でも、発熱外来の受診者が急増し、多いところで、1日140人以上が受診した医療機関もあり、抗原検査やPCR検査に追われ、受入れが困難となり、受診を断ったケースもあったようでございます。これに伴い、通常の診療業務が追いつかず、診察を待

って頂いたり、検診の日程変更を余儀なくされた方もいらっしゃるかと聞いております。現在では、県内の新規感染者数は減少傾向であり、9月9日現在の発熱外来の受診者は1日1人から2人、多いところでも30人前後と減少しており、通常診療も平常に近い状況状態となってきたと報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点、3点目でございます。

救急搬送、発熱患者のコロナ、熱中症別の現在の患者数はどのくらいか。そしてまた、3点目に、救急搬送困難事例は、具体的にあったのかどうか。つまり、熱中症アラート発令日数は、月別にどのくらいあったのかをお尋ねを致します。

消防長（阿河 弘次）

尾崎議員の救急搬送のコロナ熱中症別の現在の患者数についてのご質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染感染症に係る救急搬送件数は8月31日現在で13件でございます。

次に、熱中症に係る救急搬送件数は8月31日現在で15件でございます。

続きまして、救急搬送困難事例及び熱中症アラート発令日数の月別についてのご質問に答弁させていただきます。

救急出動における搬送困難事案につきましては、病院への問い合わせ件数が4件以上、かつ、現場滞在時間が30分以上を搬送困難事案とされており、その基準に基づきますと8月31日現在で搬送困難事案は41件ございました。そのうち、新型コロナウイルス感染症に係る搬送事案では、最大病院問合せ数が13件、また、別の事案では病院受入れまでに要した時間が、91分要したものがございました。次に、月別の熱中症アラート発令日数ですが、環境省の熱中症予防情報サイトに熱中症警戒アラートが掲載されており、本県におきましては、8月31日までに28回発令されております。月別では、6月が1回、7月が6回、8月が21回でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目に、自宅療養中に状態が悪化した患者は何人くらいあったのでしょうか。そしてまた、自宅療養者数はどのくらいあったのでしょうか、お尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の自宅療養中に、状態が悪化した患者数及び自宅療養者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在主流となっているオミクロン株では、解熱剤などでの対症療法のみで、1週間程度で自然に軽快することが多いため、自宅療養される方が多数を占める状況でご

ざいます。中讃保健所によりますと自宅療養中に喉の痛みが強く、食事が出来ない方等は多くおられたようで、状態が悪化し、救急搬送された方もいらっしゃったようです。自宅療養者数につきましては、新規感染者が2,766人と最多であった8月19日には、1万630人でしたが、9月10日現在では、5,112人です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目ですが、軽症、中等症、重症者の定義と患者数は何人あったかのお尋ね致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の軽症、中等症、重症者の定義と患者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、症状の定義であります。軽症は酸素飽和度96%以上であり、肺炎の所見がないこと。中等症は二つに分けられており、中等症Ⅰは、酸素飽和度が93から96%で、呼吸困難や肺炎の所見があること。中等症Ⅱは、酸素飽和度93%以下であり、酸素投与が必要であること。重症は、集中治療室や人工呼吸器が必要であることとされております。県内における患者数につきましては、9月10日時点で、軽症又は無症状とされる自宅療養者は5,112人であり、中等症とされる入院及び入院調整中、宿泊療養者等は1,756人、重症者は3人です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目ですが、感染者数の全数把握を見直し、自治体の判断で、発生届の範囲を重症化リスクのある患者などに限定する方針を表明をされております。これは8月24日です。そのわずか3日後には、全国一律で導入と転換し、自治体の混乱を招いておりましたが、今どうなのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の感染者数の全数把握の定義転換に対する自治体の混乱の状況はどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、現在、感染者の全数把握による医療機関での発生届の入力作業及び保健所業務が逼迫していることから、負担軽減を図るために定点報告とする発生届の範囲を限定する全国一律で導入するなど、国の方針が短期間で二転三転することがございました。しかしながら、全数把握及び発生届出業務は、保健所の業務であり、市町の担当業務でないことから、現在のところ本町における事務的混乱はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、7点目ですが、ワクチンの接種率1回2回3回4回目は、現在で

は、年代別、年齢別でどうなっているのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のワクチン接種率1、2、3、4回目は、現在では、年代年齢別でどうなっているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

9月1日時点の県全体の初回、1、2回目接種の接種率は79.11%、追加接種のうち、3回目接種の接種率は64.6%、4回目接種の接種率は21.42%であり、本町の接種率は、いずれもこれを上回っております。中でも、本年6月より開始致しました60歳以上及び基礎疾患を有する者、医療従事者等を対象とする4回目接種の本町における接種率は9月9日時点で、60歳代が8.24%、70歳代が12.40%、80歳以上は8.92%、59歳以下の基礎疾患を有する方及び医療従事者等は3.07%でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

8点目にプレミアム商品券の発売利用状況はどうなのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のプレミアム付商品券の発売及び利用状況はどうなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

プレミアム付商品券の申込は、往復はがきによる方法で、令和4年8月1日から8月22日までの期間に多度津商工会議所で行われました。同商工会議所によりますと、はがきの申込総数は5,422枚、また、同商品券の申込セット総数は2万4,399セットとなり、昨年度を上回る申込となりました。その後、厳正な抽選の後、3,312人の方に同商品券への引換通知を送付致しました。今回は、販売セット数を昨年の1万3,000セットから2,000セット追加した1万5,000セットにしましたが、物価高騰による家計への影響が大きいためか町民の方々の関心が高く、当選確率は、はがきの申込み総数ベースで、昨年の70.2%から、9.1ポイント下回る61.1%となりました。同商品券の引換は、9月10日から9月30日まで行われる見込みです。引換場所は10日及び11日が町民会館、12日以降は同商工会議所で行われることになってございます。なお、町民会館で実施された2日間で、引換えられた同商品券は1万671セットでした。今後、同商品券及び食事券は町民の方々の関心が高いことなどから、早期に町内の取扱店で積極的に利用されたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、9点目でございます。町内でのコロナ禍による休業、廃業が相次いでおりますが、どのくらいあるのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎委員の町内でのこの中による休業廃業がどのくらいあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津商工会議所に確認したところ、把握している廃

業した会員数は、令和3年度が10件、令和4年度は現時点で4件でした。その廃業理由の多くは経営者の死亡や高齢化で、新型コロナウイルス感染症が直接の要因で廃業したという事業者はいないと思われるとのことでございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中であって、令和2年3月から始まった政府系金融機関の実質無利子、無担保の、いわゆるゼロゼロ融資の返済が令和5年3月から本格化することから、資金繰りが困難になる事業者が増えることも予想されます。事業者の声を傾聴し、相談があれば同商工会議所と情報を共有しながら、随時対応したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、10点目でございます。物価高騰対応分としての地方創生臨時交付金があるが、どのように使われているのかお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の物価高騰対応分としての地方創生臨時交付金があるが、どのように使われているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方創生臨時交付金のうち、議員ご質問の物価高騰対応分につきましては、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施出来るようにするために創設されたもので、生活者支援に関する事業と事業者支援に関する事業への活用が可能となっています。令和4年度に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として交付された金額は6,947万5,000円で、本町がこの交付金を活用して実施する予定の事業は、本定例会に予算案を上程している事業も含めて、全部で5つの事業があります。一つ目は先ほどご質問にありましたプレミアム付商品券販売事業です。二つ目は保育所副食費の負担軽減事業で、給食材料費の高騰による増額分を保育所に支援することで保護者負担を増やすことなく、年齢にあった栄養バランス量の給食を引き続き提供できる環境を整えるためのものです。三つ目は学校給食費の負担軽減事業で、学校給食費の負担軽減を行うことにより、小・中学校に子どもを通わせている子育て世帯に対して経済的な支援を行うものです。四つ目は未就学児子育て支援事業で、未就学児を抱える子育て世帯に対して経済的な支援を行うものです。五つ目は農水産業生産臨時支援金交付事業で、町内農業者、漁業者に臨時の支援金を交付することで、事業継続に繋げるためのものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、11点目ですが、青森市では、この10月から小中学校の給食費無償化が実現を致します。中核市小中無償化は全国でも初めてで、本年度分の財源は臨時交付金

であります。本町では給食費の無償化への取組をすれば、財政的にはいくらかかるのかお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の本町の給食費無償化への取組での財政負担についてのご質問に答弁をさせていただきます。本年度実施した場合の概算ですが、幼稚園では約600万円、小学校では約5,100万円、中学校では約3,100万円、合計約8,800万円の年間事業費が必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

厳しい財政難ではございますが、ぜひ、子育て世帯の応援のためにも、ぜひ実現を要望致します。

次に、12番目でございます。生活困窮世帯への光熱費7,000円補助として鳥取県下19の全市町村が全て実施することになり、生活保護世帯以外にも住民非課税世帯、児童扶養手当受給世帯などを対象にしており、臨時交付金を活用したのは、14自治体だったとのことでしたが、本町ではどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の生活困窮世帯への光熱水費7,000円補助として、鳥取県下19の全市町村が全て実施することになり、臨時交付金を活用したのは14自治体であったとのことだが、本町ではどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町ではご質問の生活困窮世帯への光熱水費に対する補助は行っておりませんが、地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策のための給付事業と致しまして、子育て世帯に対し、2つの事業を実施することとしており、本定例会に補正予算として計上させて頂いております。先ほどの政策観光課と内容は重複致しますが、一つ目と致しまして、保育所副食費の負担軽減事業として町内の保育所に対し、利用児童1人当たり5,000円の補助を行うことで給食材料費の高騰に対する影響を緩和し、保護者負担を増やすことなく、引き続き質の高い給食を提供できるよう支援するものでございます。二つ目と致しまして、未就学児子育て支援給付金事業として、未就学児がいる世帯に対し、1人当たり1万円を補助することで、物価高騰に直面する比較的若い世代の経済的支援を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、13番目でございますが、肥料の価格上昇分7割を補填する新制度が、この7月14日に農水省の検討内容が判明をいたしました。内容はどのようなものかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎委員の肥料価格上昇分、7割補填する新制度の農水省の検討内容が判明した

がその内容はどのようなものかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

国の肥料価格高騰対策事業の目的は世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰していることから、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業生産者に対して、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営に及ぼす影響を緩和することとさせていただきます。つまり、無条件で全ての生産者に化学肥料のコスト上昇分の一部を支援するものではございません。この支援を受けようとする生産者の条件として、化学肥料の2割低減を実現するため、国が示す15の取組メニューの中から、二つ以上を実施する必要があります。ただし、このメニュー項目の中で、新たに二つ以上に取り組むのではなく、既に取り組んでいる項目の拡大、強化も含んで良いことになっています。なお、メニュー項目の一例として土壌診断による施肥設計、たい肥の利用、汚泥肥料の利用、緑肥作物の利用などがあります。支援額は本年の肥料費に対して、前年からの価格上昇率や化学肥料低減の取組による低減率により肥料費の増加額を算定し、その7割を補填することになっています。対象となる肥料は、令和4年秋に利用される肥料から令和5年春に利用される費用となっています。また、この肥料価格高騰対策事業の基本スキーム、枠組みには三つの段階がございます。まず一つ目は、参加農業者が農業協同組合や肥料販売事業者などが組織する取組実施者に、支援の申込みや実績報告をする。二つ目は、その取組実施者が、各都道府県で組織する事業実施主体に計画の申請や実績報告をする。三つ目は、その事業実施主体が、農林水産省の地方農政局等に計画の申請や実績報告をする。その逆の流れで、計画の認定や補助金及び支援金の交付などが行われることになっています。国が示しているスケジュールでは、10月頃から取組実施者からの申請が始まり、12月頃から支援金の交付が始まることになっているようでございます。

以上がこの事業の概要であり、各種申請等に市町村が直接関わることはありませんが、香川県農業協同組合多度津支店に確認したところ、JA香川県が組合員の申請の受皿となるいわゆる取組実施者となることは決まっているが、組合員への周知やスケジュールなどについては未定である。ということでございました。今後も同多度津支店と情報共有し、農業従事者に対する支援がスムーズに行われるよう、協力してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、14点目ですが、来年、2023年10月1日から始まります、インボイス制度適格請求書発行事業者への登録申請について、町内対象事業者に対して、どのように取り組んでいるのかを、お尋ねを致します。



産業課長（谷口 賢司）

尾崎委員のインボイス制度、適格請求書発行事業者への登録、申請について町内対象事業者に対してどのように取り組んでいるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年10月1日から、消費税に係るインボイス制度が始まるため、現在、免税事業者であっても、事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を行うかどうかを検討する必要があります。インボイスとは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。また、インボイス制度とは、売手であるインボイス発行事業者は買手である取引相手から求められた時は、インボイスを交付しなければならない制度のことです。多度津商工会議所に確認したところ、同商工会議所では、令和4年3月18日に事業者向けのインボイスに係るセミナーを開催し、25人の参加があったとのことですので、本町では、このようなセミナーの開催情報、及びインボイス制度の内容について、町ホームページ等で周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、15点目でございます。10月1日からの75歳以上の医療費の自己負担額が1割から2割に上がる高齢対象者の周知については対策などをどのようにしているのかをお伺いを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の75歳以上の医療費の自己負担額の周知と対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

周知方法と致しましては、町広報の令和4年4月号と7月号、9月号において周知をしております。また、7月中旬に香川県後期高齢者医療広域連合より発送されている今年度の保険証にも同封し、全被保険者に周知をしております。また、急な負担増加への対策につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、窓口負担2割の方の外来診療の負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置があります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、高校卒業18歳までの医療費無料化についてであります。

全国では、約90%の市町村で、中学生までの外来医療費が無料となっており、約95%の市町村で中学生まで入院医療費が無料となっております。全国の市町村での子ども医療費の無料化の対象の拡大は、都道府県の子ども医療費助成対象の拡大が支えとなっております。家庭の収入の違いで、命と健康に差をつけないためにも医

療費自己負担の軽減は、緊急の課題でもあります。県内では全ての自治体で、中学生卒業までは医療費自己負担がない制度が実施をされており、善通寺市、綾川町、琴平町、小豆島町、土庄町、直島町、そして三豊市が、この9月議会で新たに加わり、2市5町が実施をされる訳であります。東京都では、2023年に高校生まで無料化が実施されることになっております。子どもを医療機関に受診させたいと親が判断しても自己負担金を支払えないために、受診出来ない事例が生じております。慢性疾患や、歯科で治療の中断が起こると深刻でございます。さらに、子どもの医療費無料化の高校生までの拡大が是非とも必要でございます。そこで、お尋ねを致します。第1点目に、町内在住の現時点での高校生は何名で、高校卒業18歳までの医療費無料化を実施するとすれば、その金額と財源はどのくらいになるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の町内在住の高校生は何名で、高校卒業までの医療費無料化の金額と財源はどのくらいになるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、町内在住の現時点での高校生の数ですが、令和4年4月1日時点で、16歳から18歳までの子どもは627人いらっしゃいます。次に、高校卒業18歳までの医療費を無料化した場合の金額についてでございますが、現在、当該年齢の子どもにかかった医療費実績は、町では国民健康保険加入者しか把握出来ず、社会保険等の加入者を含めた実績から試算することが難しいため、既に無料化している中学生の医療費助成実績より試算させていただきます。令和3年度に中学生の医療費補助額は1,519万6,661円で、令和3年度の中学生人口638人の1人当たりの助成額は、年間約2万3,800円となります。これを令和4年4月1日の16歳から18歳の子ども627人に当てはめると、1,492万2,600円となり、年間で約1,500万円の支出が必要となります。これに対し、県の補助対象は就学前の子どもであり、現在、町が単独事業として負担している小・中学生分に加え、さらに1,500万円を加えた額が一般会計より支出されることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございますが、国、県に対しまして医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるよう要望すべきだが、どうかをお伺いを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の国、県に対し、医療費の助成制度の年齢引上げ、対象年齢を引き上げるよう要望すべきではないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、以前から議長会、町村会等を通じ、県に対し要望を行っておりますが、対象年齢の引上げが実現していないのが現状です。県内の自治体では医療費無料の対象年齢を拡大している市町もあり、近隣においても善通寺市、琴平町

に加え、まんのう町が9月議会において、来年4月から高校卒業年齢までの医療費無料無償化を表明しております。本町におきましても人口減少対策として子育て支援の充実は重要課題であり、今後も国や県に対し、医療費の助成制度の対象年齢引上げについて要望を続けるとともに財政状況を鑑みながら、事業の実施について検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今答弁がありました。私は、再三再四、このようなことを申ししておりますが、これは国、県が医療費の助成制度で引上げたら、やはり我が多度津町の負担額は、減ることにもなるし、そしてまた、子育て世代の本当に高校卒業までの負担軽減になるということですのでございますので、是非これは、町挙げて、是非実現をしたいと思います。財政難ではございますが、子育て応援支援、これをよろしくお願ひしたらと思います。

次に、最後でございますが、最後に、世界平和統一家庭連合、旧統一教会と安倍元総理の国葬についてであります。旧統一教会は、靈感商法や、集団結婚など社会的に多くの問題と、多数の被害者を生んできており、高額な献金の要求や正体を隠して行う伝道は裁判でも違法性が指摘をされております。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、世界平和統一連合と名称変更以降も含め、昨年までの約35年間で確認出来た金銭被害は総額1,237億円、相談件数は3万4,000件を超えており、これも被害の一部に過ぎないと言われております。旧統一教会系の団体、宇宙平和連合UPFなどが開催するピースロード、これは、2022年は、県内8市9町の全自治体が後援をしております。また、9月27日に安倍元総理の国葬が閣議決定により強行されようとしております。そこで、お尋ねを致します。1点目に、町と旧統一教会関連団体との関係はどうであったのかお尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の本町と統一教会関連団体との関係についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町と統一教会関連団体とは関係はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございますが、寄附の受領、イベントの後援や参加、つまり挨拶、祝電、メッセージの送付などの有無があったのかどうかをお伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の寄附の受領イベントの後援や参加などの有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

寄附の受領についてはありませんが、令和4年6月20日から7月22日の間に、日韓

友好や世界平和、コロナ収束を掲げて、自転車で香川県内を回るピースロード2022イン香川について、ピースロード2022イン香川実行委員会という団体から令和4年4月20日付で後援依頼があり、後援申請の内容にも宗教性や宗教団体との関連を窺わせる記載もないことや香川県や県内市町の後援実績も確認して、令和4年4月25日にこのイベントについて後援することを決定しました。また、7月7日に本町を訪問した際には、宗教団体との関係が判明していなかったため、庁舎から多度津駅まで自転車で走るイベントに参加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは3点目について、お伺いを致します。その後の対応、つまり打ち切りなどはどうか。どのようになっているのかをお尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員のその後の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

8月4日付でピースロード2022イン香川実行委員会より、後援取下げの依頼があったこと、また、世界平和統一家庭連合との関連が疑われることなどを理由に後援を取り消しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは4点目お伺いします。旧統一教会関連団体からの寄附の実態とその後の対応、つまり、返還などはあったのかどうかをお尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

その後の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧統一教会関連団体からの寄附はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に今後の対応でございますが、ただ今答弁がありましたけれども丸亀市では、丸亀城の石垣を修復するという事で、寄附を受けていた。こういう事実が判明をされております。

それでは、5点目に、町として今後は旧統一教会、関連団体と一切の関係を持たないこと。又、関与しないということについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

今後は、旧統一教会、関連団体と一切の関係を持たないこと。又、関与しないことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでも旧統一教会、関連団体とは関係は持っておりませんし、関与もしておりません。今後も引き続き、関係を持つことや関与することはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目をお伺い致します。旧統一教会の集会、イベントへの職員の参加、メッセージ送付など町と外郭団体関係の有無を調査することについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の、旧統一教会の集会、イベントへの職員の参加、メッセージ送付など町と外郭団体関係の有無を調査することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町及び公益財団法人多度津町文化振興財団、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会にも聞き取り調査を行いました。旧統一教会の集会、イベントへの参加、メッセージ送付などはありませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次、7点目をお伺いを致します。町民への被害状況の調査、公表をすることについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の町民への被害状況の調査、公表することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町民の皆様の被害状況について調査を行う予定は、現在のところありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

8点目でございますが、大学、専門学校、高校の学生、生徒への注意喚起をすることについて、お尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の大学、専門学校、高校の学生、生徒への注意喚起をすることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ほとんどの大学、専門学校、高校では学生を守るという思いから、宗教団体からの勧誘に対して注意を促しており、本町から学生への注意喚起を行う予定は、現在のところありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

9点目に、政教分離の憲法違反であるということについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の政教分離であることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

日本国憲法には政教分離の言葉はありませんが、根拠と致しましては、日本国憲法第20条第1項後段及び第3項並びに第89条が挙げられます。日本国憲法第20条第1

項では、信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。第3項では、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。日本国憲法第89条では、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない、と規定されており、政教分離の具体的内容とは、宗教団体に特権を与えること、宗教団体が、政治上の権力を行使すること、国及びその機関が宗教的活動をすることの三つのことが禁止されております。本町では、これらの法律に違反する行為は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

10点目にお伺いします。9月27日の安倍元総理の国葬については、岸田首相が国葬当日に各府省庁に対し、弔旗の掲揚、葬儀中の黙祷を決定したことは、事実上、公的機関と自治体、国民の弔意の強制になると思いますが、町としてはどのように考え、どのようにするのかをお伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の岸田首相が、国葬当日に各府省庁に対し、弔旗の掲揚、葬儀中の黙祷を決定したことについて町はどのように考え、どのようにするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

岸田首相は、8月31日の記者会見で、国民に強制するという誤解を招くことがないように地方公共団体などや教育委員会に対して、弔意表明の協力の要望を行う予定はないと述べられておりますので、本町におきましても町民の皆様に対して強制するという誤解を招くことがないように、弔意表明を行う予定はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、11番目に、今回の国葬は実績評価と哀悼は別のものでありまして、法の支配を逆行させた安倍政治を正当化することになり、国葬の対象にふさわしくなく、財政民主主義、つまり、16.6億円もかけているのに反し、国会無視とともに思想良心の自由を侵害するものとして、中止、撤回すべきだが、町としては、町民に対してどのように見解を示すのかをお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の今回の国葬に対し、町はどのように見解を示すのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方自治体である本町は、国葬について見解を示す立場にありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今答弁がありました。関知関与はしないということなのか。あるいはまた、態度表明はしないということなのか、お答えをお願いします。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

国が決定した国葬に対して、地方自治体である本町は見解を述べる立場にありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以上をもちまして、3点につきまして、私は町の当局の答弁を求めて、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会を致します。

長時間お疲れでございました。

散会 午後0時10分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年9月16日  
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記